

## 教員の養成の目標及び計画(大学・大学院)

岐阜聖徳学園大学は、昭和47年度に「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神にのっとり仏教精神を基調として義務教育や諸学校における有為な教育者を養成すること」を目的として、教育学部のみ単科大学として開学した。以来、建学の精神にのっとり、高い教養と知的・道徳的視野を持つ教育者の養成を目指した教育課程を編成し、多数の教員を輩出している。

その後、平成2年度に外国語学部を設置し、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状(英語・中国語)の課程認定を受け、さらに平成10年度には経済情報学部を設置し、高等学校教諭一種免許状(商業、情報)の課程認定を受けている(中国語は平成27年度入学生から取り下げ)。教育学部においても当初の初等教育・中等教育の2課程から、平成20年度に学校教育課程への改組を行い、平成27年度に教育学部学校教育課程に小学校教員養成と特別支援学校教員養成を目的とした特別支援教育専修を設置し、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている。また、同年には看護学部看護学科を設置し、養護教諭一種免許状の課程認定を受けている。いずれの学部・課程・学科においても、教育学部単科大学として開学し今日まで培ってきた教員養成に基づいて実施している。

本学の教職課程は、上記理念に基づき、学生に次の知識・能力・態度を修得させる。

- (1) 学習指導・生活指導に必要な基礎的知識・能力
- (2) 子ども理解に必要な知識・経験
- (3) 自ら学び求める姿勢・態度
- (4) 持ち味の発見・専門的力量養成

本学の教職課程は、これらの学修を通しての実践的指導力と教職者としての人格的素養を兼ね備えたスペシャリストを養成している。また、現代的課題に対応できる教員養成を目指すものである。

### 【岐阜聖徳学園大学 教職課程の養成方針】

岐阜聖徳学園大学は、建学の精神にのっとり、主体的に考え、行動し、社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。この目的を達成するために、本学の教職課程における教員養成は、次のような知識・技能・態度を備えた人材を養成します。

- 1 教職に関する幅広い基礎知識と取得免許種に応じた教育の専門職としての深い知識を身につけ、幼児児童生徒の実態や課題に合わせて授業や環境の構成、教材・教具を工夫し指導方法を探究することができる。(教職としての専門的知識)
- 2 適切な子ども理解に基づき、生徒指導・教育相談を含む個の発達に応じた支援や学級経営などを、子どもの育ちに関わる一員として他の教員・保護者・関係者と協働して実践できる。(子ども理解)
- 3 学校教育と学校を取り巻く地域や現代社会の諸問題に関心をもち、問題解決のために対応を議論し行動することができる。(学校と社会)
- 4 教育者、保育者等の専門的職業人としての使命感・責任感をもち、理論と実践を結び付けながら自ら学び求める姿勢を持ち続けることができる。(自己形成)